

定款変更の手続きフローチャート

①定款変更内容の検討

②理事会における審議・決議

③評議員会における特別決議

社会福祉法人

内容整理にお困りの際には
事前相談ください

「認可」

- 右記の届出事項以外

「届出」

- 事務所の所在地変更
- 基本財産の増加
- 公告の方法変更

【ポイント】定款変更の手続きには、「認可」と「届出」の2種類があります。

④定款変更認可申請

④定款変更届出

⑤市による審査・認可



認可日から効力が発生

評議員会決議日から効力発生

所轄庁（川崎市）へ提出

申請に必要な書類
は別紙書類一覧を
ご参照ください！